

# 京都市立堀川高等学校PTA役員選出規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、京都市立堀川高等学校PTA(以下「本会」という。)における役員の選出手続を定めることを目的とする。

### (選出対象)

第2条 役員選出の対象は、京都市立堀川高等学校PTA規約(以下「規約」という。)第7条に規定する保護者側役員及び規約第8条に規定する教職員側役員とする。

## 第2章 保護者側役員の選出

### (選出方法)

第3条 保護者側役員は、役員会において立候補を受け付け、その後、総会の承認を経て選出する。

### (選出基準)

第4条 保護者側役員は、本会の目的に賛同し、積極的に活動できる者であることを原則とする。

### (補欠選出)

第5条 規約第7条に定める役員に充てる人数分の立候補者がいなかった場合、学年委員会において補欠候補者を役員会に推薦する。

2 前項において推薦された候補者は、立候補による候補者と同様に、総会の承認を経て選出する。

## 第3章 教職員側役員の選出

### (選出方法)

第6条 教職員側役員は、規約第8条第1項及び同条第5項の規定に基づき選出する。

## 第4章 改 正

### (改正手続)

第7条 この規程の改正は、役員会の議決によって行う。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

第2条 この規程は、令和6年12月23日から施行する。